

## ■学位授与

### ◆平成 29 年度生

学 科	専 攻	修業年限	必要修得単位数	学位及び専攻
健康生活学科	健康栄養専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康栄養科学
	健康スポーツ専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康スポーツ科学
	健康マネジメント専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康マネジメント

### ◆平成 28 年度生

学 科	専 攻	修業年限	必要修得単位数	学位及び専攻
健康生活学科	健康栄養専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康栄養科学
	健康スポーツ専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康スポーツ科学
	健康マネジメント専攻	2 年	62 単位	短期大学士 健康マネジメント

## 武蔵丘短期大学学位規程

### (目 的)

第 1 条 この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第 9 号）第 13 条及び武蔵丘短期大学学則（以下「学則」という。）第 27 条の規定に基づき、武蔵丘短期大学（以下「本学」という。）において授与する学位について必要な事項を定めるものである。

### (付記する専攻分野)

第 2 条 本学において授与する学位は短期大学士とし、付記する専攻分野の名称は次のとおりとする。  
健康栄養科学  
健康体育学（平成 16 年度入学者）  
健康スポーツ科学（平成 17 年度以降入学者）  
健康マネジメント

### (学位授与の要件)

第 3 条 短期大学士の学位は、学則第 27 条の規定に基づき、本学を卒業した者に授与する。

### (学位の授与)

第 4 条 学長は、卒業を認定した者に対して、学位を授与し、別紙様式により卒業証書・学位記を交付するものとする。

### (学位の名称)

第 5 条 本学の学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「武蔵丘短期大学」と付記するものとする。

### (学位授与の取消)

第 6 条 学長は、学位を授与された者が、不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき、又はその名誉を汚辱する行為があったときは、教授会の議を経て当該学位を取消することができる。

2 学長は、前項の規定に基づき当該学位を取消したときは、学位記を返還させかつ、その旨を公表するものとする。

### 附則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。